

児童扶養手当・特別児童手当を受給している方へ

【毎年 8 月は現況届提出の月です】

～平成24年度 児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届～

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給資格者は、前年度の所得の状況と 8 月現在の子どもの養育状況を確認するために現況届の手続きが必要となります。下記の日程で現況届の受付を行います、期間内の手続きをお願いします。届出をしないと、受給資格があっても 8 月以降の手当の支給を受けられなくなります。

※同時に母子父子医療費助成の手続きも行います。手続きが必要な方へは通知いたします。

期間：児童扶養手当・・・8月 8日（水）～28日（火）（※土・日を除く）

特別児童扶養手当・8月13日（月）～28日（火）（※土・日を除く）

時間：午前：9時30分～11時30分 午後：13時30分～16時30分

場所：役場1階 会議室（こども未来課近く）

○児童扶養手当って？

父母の離婚などにより、父（母）と生活をともにできない児童の母（父）や父母にかわって児童を養育している人に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

○特別児童扶養手当って？

身体や精神に障害のある 20 歳未満の児童の父もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している人に対して手当を支給し、児童の福祉の増進を図るための制度です。

お問い合わせ：こども未来課 子育て支援係 ☎ 982-9240

母子及び父子家庭等医療費助成を受給している方へ

【毎年 8 月は現況届提出の月です】

～平成24年度 母子及び父子家庭等医療費助成 現況届～

母子及び父子家庭等医療費助成の受給者は、前年度の所得の状況や現在の養育の状況について確認するために、現況届の手続きが必要となります。下記の日程で現況届の受付を行います。届出をしないと、受給資格があっても 8 月以降の医療費の助成を受けることができなくなりますので期間内の手続きをお願いします。

期間：児童扶養手当・・・8月 8日（水）～28日（火）（※土・日を除く）

時間：午前：9時30分～11時30分 午後：13時30分～16時30分

場所：役場1階 会議室（こども未来課近く）

○母子及び父子家庭等医療費助成って？

母子家庭、父子家庭及び父母にかわって児童を養育している家庭にたいし、その生活の安定と自立を支援し、福祉増進を図るため医療費の一部を助成するものです。

お問い合わせ：こども未来課 子育て支援係 ☎ 982-9240